

滋賀

滋賀・京都・奈良・和歌山の4センターをオンラインで結んだ「保健師・看護師学習交流会」の開催

滋賀産業保健総合支援センター 副所長 吉川 昌毅

産業保健分野における保健師・看護師の活動を推進していくためには、様々な知識の習得や事例の収集が不可欠です。滋賀産業保健総合支援センター（以下、当センター）では、保健師・看護師の交流を兼ねた研修会を毎年実施していますが、コロナ禍により、集合形式による研修会が制約されてきました。一方で急速に進んだIT化により研修スタイルも大きく変化し、オンライン形式によれば、遠く離れた方との交流も可能となりました。

当センターでも、オンラインによる研修を導入し、Zoom、YouTubeなどの活用により地域の枠を超えた交流会開催が可能となりました。そこで今回、滋賀・京都・奈良・和歌山の各産業保健総合支援センター（以下、各センター）をオンラインで結び、各センターに参集した保健師・看護師が相互交流できる学習交流会を令和4年12月9日に開催しました。

開催までの道のり

本職が令和4年4月に着任して早々、保健師である産業保健専門職よりオンラインを使った保健師・看護師学習交流会をしたいと申し出がありました。前職の労働局時代にオンライン環境の整備やYouTubeチャンネルを開設した実績がある私に期待して、今回オンラインにチャレンジしたいと思っていただけたのでしょう。私にとっては右も左も分からない時期でしたが、そのような状況下で、まず、私はこの学習交流会の目的を知ることから始めました。これを理解するには、各センターに保健師である産業保健専門職が配属された背景から知る必要がありました。



▲オンライン交流会風景

産業保健における保健師の役割

産業保健専門職は、事業場に対する治療と仕事の両立支援・調整支援を行う際に医学的知識を必要とすることから全国の産業保健総合支援センターに配置されています。私は産業保健専門職と一緒に出張を重ねるなかで、産業保健専門職の職務に対する理解をより深めることとなりました。

労働安全衛生法によると、保健指導は、医師又は保健師が行います。つまり看護師とは違い、保健師は医師と同等に職務遂行が可能です。そういった点から、産業保健総合支援センターには医師である所長に加え、保健師が産業保健専門職のスタッフとして配置されているのだと理解しました。

労働安全衛生法では、事業場規模に応じて、産業医、衛生管理者の選任が義務付けられますが、衛生管理者は、衛生管理者免許を取得した労働者が選任されることがほとんどです。過去には衛生管理者として保健師を活用することを国が推奨したこともありますが*、新

たに常勤の保健師を雇って保健師が衛生管理者に選任されているケースは少ないところです。

職場では長時間労働やストレスにより健康を害し、労災の一步手前の健康状態となっている社員が認められます。いかに悪化する前に指導に繋げるかが重要ですが、この課題に対峙できるのが保健師です。

私は産業保健専門職と話をしていくなかで、産業保健の場で働く保健師の実情を知り、スキル向上や連携を深めていくことが、今回の学習交流会の目的だと理解しました。

学習交流会の様子

各センターの産業保健専門職との調整やオンライン配信のための入念な準備を終え、学習交流会本番を迎えました。開始時間まで地域の特色がよく表現された各センターの紹介動画を流し、まず第一部ではカゴメ(株)の北田千晶先生から健康経営にかかるご講義をいただきました。講師ご自身の健康経営に関する調査研究・データ解析の結果から、野菜摂取量と労働生産性の関係について解説をしていただきました。健康経営を進めていくうえで社員の食生活改善や野菜摂取量は大きなテーマであり、会場にお集りの皆さんも、北田先生のお言葉をひとつひとつメモを取り、真剣な眼差しで講義を受講していました。

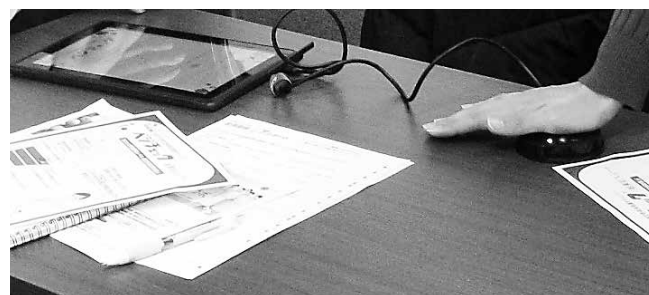
経営側や労働者側、それぞれに対して、健康管理へ



▲本学習交流会の定例の打合せ場所となった旧大津公会堂の前で
左から松田産業保健専門職(京都)、平林産業保健専門職(和歌山)、
上坂産業保健専門職(奈良)、長澤産業保健専門職(滋賀)

の意識を変えるために、保健師・看護師は何かから取り組んでいったらよいかとの質問に対しては、まずは、会社の経営層に理解いただくことが第一で、健康経営に取り組まないとワークパフォーマンスが下がるなど生産性の損失が出ることを数値で示したり、人材確保の点からも実績・実例を積み上げたりしていくことが非常に大事であるとのこと説明を頂きました。

第一部の講義のあと、カゴメ(株)の健康サービス事業のなかでも人気商品のひとつ、野菜摂取量測定器の体験実習が行われました。



▲野菜摂取量測定器を用いた体験実習の様子

第二部の産業保健専門職による交流会では、各センターの産業保健専門職と交流会の参加者で産業保健の現場における保健師・看護師の現状と課題についてフリートークを行いました。事業場における各保健師の業務の役割についての考え方や、事業場から期待されている業務内容とやりたい業務内容のギャップ、更にはひとり職場での産業保健活動においてモチベーション維持のための工夫など、様々な観点から意見交換を行い、大変有意義なものとなりました。詳細は以下のURLにまとめましたので、ご覧いただけましたら幸いです。

<https://www.shigas.johas.go.jp/archives/news/news-26243>

「保健師・看護師学習交流会」を実施することで、各センター間の相互交流が始まり、今では各センターで連携することで、新たな取組も進んでいます。最後に当センターの発案に対して、京都・奈良・和歌山の各センターの皆様のご協力、ご支援にこの場をお借りして感謝申し上げます。

※ 労働安全衛生規則の施行について(昭和47年9月18日基発第601号の1)(13条関係)

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?datald=00tb2063&dataType=1&pageNo=1

衛生管理者としての保健婦の活用について(昭和48年6月26日内かん)

<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-27/hor1-27-15-1-0.htm>